

後付け外部給電装置設置費補助金

令和3年4月1日以降に購入・設置したものが対象



電動車の普及と、災害時の在宅避難の電源確保を目指して、ハイブリッド車などの自動車に、後付けの外部給電装置を設置した場合の費用の一部を補助します。

対象要件

下記①から④をすべて満たすもの

- ①豊田市内に住所を有し、市税を滞納していない人
- ②車検証が「自家用」となっていること
- ③車検証の使用者欄が装置を使用する者と同一であること
- ④使用する電動車に外部給電機能が搭載されていないこと

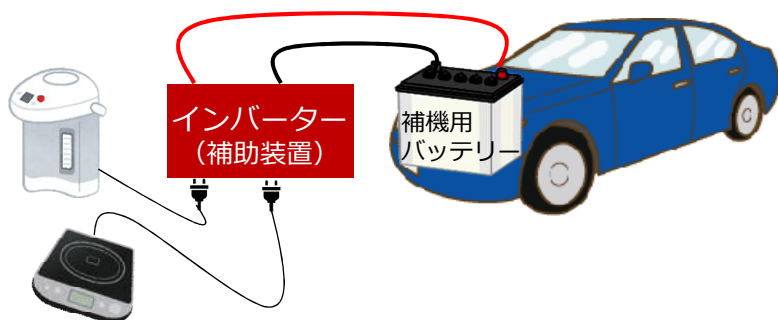
注意

- ・ 1人1回1台までとなります。
- ・ ガソリン車に設置する場合は、補助対象外です。
- ・ 本市に外部給電装置取扱事業者として登録された販売店で購入設置してください。登録店以外や個人で購入されたものは、補助対象外です。(登録販売店は、市ホームページでご確認ください。)
- ・ 事前に、設置予定届出書兼誓約書の提出が必要です。

後付け外部給電装置

電動車に搭載されている補機用バッテリー等に接続して、AC100V/1,500W以上※1の電力を正弦波※2で、安全かつ安定的に供給できる装置

※1 定格出力で1,500W以上のもの。※2 矩形波、修正正弦波、疑似正弦波の装置は補助の対象外。



補助金額

設置費総額（本体+工賃。消費税含む）の9割（1,000円未満切り捨て） 上限50,000円

- ・ 補助金は、販売設置する事業者に対して交付します。
- ・ 市民は、購入時に、豊田市からの補助金相当分を控除した額で購入できます。
- ・ 補助金の予算額に達した場合は終了となります。

申請と設置の流れ



●申請時に必要なもの：車検証

①

登録販売店で装置が
設置可能か確認

装置の機能や使用方
法の説明を受ける



②

登録販売店で、
「設置予定届出書
兼誓約書」を記入
(購入設置はまだ
しない。)



③

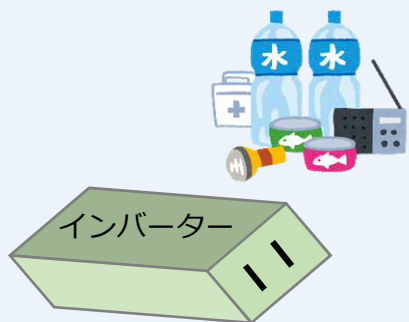
「設置予定届出書兼
誓約書」を豊田市
(環境政策課補助金
窓口)に提出
(代理提出可)



補助対象事業として
市が受付

⑥

購入設置後は、転売
は禁止し、1年以上
使用すること



⑤

豊田市補助金額を控
除した本人負担額を
販売店へ支払い



④

市受付後の「設置予
定届出書兼誓約書」
をもとに、登録販売
店で装置の購入及び
設置



本補助事業に登録している外部給電取扱事業者は、市ホームページでご確認ください。

◆問合せ◆ 豊田市環境政策課 (補助金窓口)
(環境センター1階)

〒471-8501 豊田市西町3-60

電話：0565-41-7391

Email：ecolife@city.toyota.aichi.jp

月～金曜日の平日 午前9時00分～午後4時45分

